

令和8年度 農作業参考賃金表

※ この金額は参考額です。燃料価格・電気料・資材費などが高騰した場合、必要に応じて当事者同士で話し合しましょう。

- ※ 適用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。
- ※ 水田の農作業参考賃金は、30アール区画のほ場を基準とします。
- ※ 令和7年12月1日から、岩手県の最低賃金は時給1,031円です。年度途中で、最低賃金が改定された場合は、下回らないようにしましょう。
- ※ 人力作業で8時間を超えた場合、超過時間給を加算することとします。
- ※ 農業機械等の移動費用は別途協議の上で加算することとします。

矢巾町農業委員会

<人力作業>

作業種別		区分	基準	参考額 (円)	摘 要
田、畑、果樹一般			1時間	1,100	
果樹剪定			1時間	1,750	
オペレーター	コンバイン		1時間	1,750	汎用コンバインの場合は、100円加算
	トラクター		1時間	1,450	
	田植機		1時間	1,450	
	薬剤散布		1時間	1,650	スピードスプレーヤー
	ドローン飛行	ホバークopter	1時間	2,750	
		ドローン飛行	1時間	2,200	

※ 人力作業で8時間を超えた場合、超過時間給として時間単位1.25倍を参照して下さい。

<機械作業①> ※オペレータ代含む

作業種別		区分	基準	参考額 (円)	内消費税額	摘 要
トラクター	水田	耕起	10アール	5,400	491	深耕は、別途協議（ロータリー基準）
		代かき	10アール	7,000	636	植付可能まで
	畑	耕起	10アール	6,500	591	野菜畑等（深耕は、別途協議のこと）
	フレールモア	10アール	6,150	559		
肥料散布			10アール	1,300	118	ブロードキャスター使用（1回当たり）
堆肥散布			10アール	5,400	491	基準散布2t（積込含む、マニュアルプレッター使用）
田植機			10アール	6,500	591	側条施肥の場合 7,200円
育苗価格			1箱	850	77	ハウス渡し（薬剤費は別途協議のこと）
コンバイン(稲)			10アール	17,950	1,632	籾運搬含む・倒伏別途
コンバイン(麦)			10アール	14,950	1,359	収穫物運搬含む
小麦播種			10アール	4,150	377	ドリルシーダー使用 （団地化されているところは別途協議）
溝切り			10アール	3,300	300	中干し用（10条に1本を基本）
溝堀り			1m	70	6	転作田（団地化されているところは別途協議）
畦畔塗り			1m	70	6	片側
防除			10アール	2,150	195	ブームスプレーヤー使用（薬剤費は別途加算）
調乾製燥	乾籾(㍗)		30kg	1,250	114	色選・出荷・運搬含まず
	乾籾(㍗)		30kg	1,350	123	色選・出荷・運搬含まず
色彩選別料			30kg	450	41	乾燥調製とは別作業の場合

(裏面へ続きます)

令和8年度 農作業参考賃金表

※ この金額は参考額です。燃料価格・電気料・資材費などが高騰した場合、必要に応じて当事者同士で話し合しましょう。

(表面の続きです)

<機械作業②> ※オペレータ代含む

作業種別		区分	基準	参考額 (円)	内消費税額	摘 要
大豆作業	播 種		10アール	4,150	377	ドリルシーダー使用 (団地化されているところは別途協議)
	中 耕		10アール	4,350	395	
	コンバイン		10アール	14,950	1,359	収穫物運搬含む
	乾燥調製		30kg	1,150	105	
	クリーニング		30kg	750	68	
	色彩選別料		30kg	850	77	
牧草作業	刈 取		10アール	2,550	232	
	反 転		10a/1回	750	68	
	集 草		10アール	850	77	
	ロ ー ル		1個(1m)	2,550	232	カッティングの場合 3,050円
	ラ ッ プ		1個(三重巻)	2,550	232	
その他	草刈作業		1時間(畦畔)	2,550	232	機械、燃料含む(条件により別途協議)
	動力散布		10アール	1,000	91	粉剤3kgの場合(他は別途協議)、機械、燃料含む
	サブソイラー		10アール	4,350	395	5m間隔
	プラウ耕		10アール	7,000	636	天地返し
	スタブルカルチ		10アール	4,250	386	
	ドローン飛行		10アール	2,250	205	

農業機械の安全運転を心がけましょう。

- ◎ 農作業のあとは、農業機械について土を道路に落とさないよう配慮しましょう。
- ◎ 農地についての困りごと・お悩みは、お近くの農業委員または農業委員会事務局へ農地の貸し借り・売買・転用などは農業委員会の許可が必要となります。また、相続により農地を取得した場合は、農業委員会への届け出が必要です。農地に関係した手続きなど、まずはご相談ください。

【お問い合わせ】

〒028-3692 矢巾町大字南矢幅13-123 (矢巾町役場2階)

矢巾町農業委員会事務局

電話 019-611-2541・2542 (直通)

FAX 019-611-2609

